

## 第8章 食品中の放射性物質

### QA8-1 放射性セシウムが溜まりやすい食品はありますか。

A

- ① 一般の農作物で極端に放射性セシウムを蓄積する種類は知られていません。
- ② ただし、きのこや山菜の一部はセシウムを吸収しやすいことが知られています。
- ③ 水産生物は、放射性セシウムをカリウムなどの他のミネラル類と区別できないため、環境（海水・淡水）や餌から体内に取り込み、徐々に排出します。淡水魚では、海産魚に比べて放射性セシウムの排出に要する時間が長いことが知られています。
- ④ 放射性セシウムの場合、体内に取り込まれても代謝により排出されるため、生物濃縮の程度は一般的にあまり大きくありません。

#### 統一的な基礎資料の関連項目

- 上巻 第4章 171ページ「植物への移行」
- 上巻 第4章 172ページ「土壤中の放射性セシウムの分布の状況」
- 下巻 第8章 71ページ「きのこ等の特用林産物の安全確保対策」
- 下巻 第8章 77ページ「魚種別の放射性セシウム濃度の傾向（1/2）」
- 下巻 第8章 78ページ「魚種別の放射性セシウム濃度の傾向（2/2）」
- 下巻 第8章 80ページ「消費者への原産地情報の提供」

出典：量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所ウェブサイト「放射線被ばくに関するQ&A」より作成

出典の公開日：平成24年4月13日

本資料への収録日：平成29年3月31日

---

**QA8-2 ストロンチウムは骨に蓄積されるので、危険だと聞きました。食品中の放射性ストロンチウム量についての規制はないのですか。**

---

**A**

- ① 存在比率が最も高く、測定が容易な放射性セシウムを測定することで、割合の少ない放射性ストロンチウムの影響を考慮した規制ができるようにしています。
- ② 放射性セシウムの基準値は、放射性セシウム以外の核種の被ばく量を合計しても年間1ミリシーベルト(mSv)を超えないように設定されています。
- ③ 平成24年2月以降、厚生労働省は国内に、実際に流通する食品や一般家庭で調理された食品に含まれる放射性ストロンチウムの濃度を定期的に測定していますが、いずれも事故以前の範囲内でした。

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第8章 48ページ「影響を考慮する放射性核種」

---

**(解説)**

食品中のストロンチウムを測って規制をしてはいませんが、セシウムを指標とした基準値は、ストロンチウムの影響も計算に含めた上で設定されています。食品の基準値の指標にセシウムだけが使われている理由は次のとおりです。

まず、基準設定の検討に当たり、東京電力福島第一原子力発電所事故後の長期的な状況に対応するものであることから、比較的半減期が長く、長期的な影響を考慮する必要がある核種を対象としています。具体的には、大気中に放出されたと考えられる核種のうち、半減期が1年以上の核種全て（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）が対象にされました。次に、規制対象の核種のうち、セシウム以外のストロンチウムなどの核種については測定に非常に時間が掛かりことから、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間1ミリシーベルト(mSv)を超えないように現実的により短時間で測定できる放射性セシウムの基準値が設定されています。他の放射性核種と放射性セシウムとの比率の計算では、穀類、乳製品といった食品分類ごとに行っており、放射性物質の移行に関する食品ごとの特性も考慮されています。具体的には、食品中のストロンチウムについては、事故後の土壤や河川水の試料の測定結果より、放射性核種の

存在割合から、ストロンチウムはセシウムの土壤で0.3%、河川水で0.2%として、それぞれ農作物や水産物にこの割合で放射性ストロンチウムが含まれているとしています\*。

ストロンチウムはカルシウムと化学的性質が似ているため、体内に入ると骨に集積しますが、徐々に代謝や排泄といった体の仕組みにより減少し、最終的には便などと共に排出されます。実効線量を計算する際には、こうした放射性物質の代謝や集積する場所での影響も考慮しています。つまり、食品の規制の年間1ミリシーベルト(mSv)の内訳には、骨へのストロンチウムの蓄積分も含まれています。なお、実効線量で表された線量(シーベルト、Sv)が同じであれば、外部被ばくも内部被ばくも影響は同じと考えられています。

\* : 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会報告書「食品中の放射性物質に係る規格基準の設定について」(平成23年12月22日)より

#### (参考文献)

- ・厚生労働省 「飲食物摂取制限に関する指標について」(平成10年3月6日)
- ・文部科学省放射線モニタリング情報 「福島第1原子力発電所の事故に係る陸土及び植物の放射性ストロンチウム分析結果(平成23年3月16日、17日、19日)」
- ・文部科学省 「文部科学省による、プルトニウム、ストロンチウムの核種分析の結果について」

---

出典：①量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所ウェブサイト「放射線被ばくに関するQ&A」、②厚生労働省「食品中の放射性ストロンチウム及びプルトニウムの測定結果」より作成

出典の公開日：①平成25年10月31日、②平成25年11月8日、平成26年5月23日、平成26年8月22日、平成27年5月15日、平成27年7月31日、平成28年6月3日、平成28年8月19日、平成29年6月23日、平成29年8月25日

本資料への収録日：平成29年3月31日

---

**QA8-3 雨水や日常食のストロンチウム90やセシウム137は、どのようにすれば測れるのですか。**

---

**A**

- ① 放射性のセシウム137は、NaI(Tl)検出器やGe検出器を用いた $\gamma$ （ガンマ）線計測により、定量することができます。
- ② 一方、ストロンチウム90は $\gamma$ （ガンマ）線を出しませんので、ストロンチウムを選択的に取り出して、GM 計数管や液体シンチレーションカウンタなどの測定器を用いた $\beta$ （ベータ）線計測により、定量することができます。
- ③ 雨水や日常食のような極めて微量しか放射能が含まれていない試料は、濃縮操作を行った後、①と②の方法を用いて定量します。雨水は濃縮させた後、日常食は低温灰化処理を行った後、①の方法でセシウムを定量します。また、②の方法で、濃縮物や灰化物からストロンチウムを選択的に取り出し、ストロンチウムを定量します。

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第8章 55ページ「食品中の放射性物質に関する検査の手順」

---

出典：日本の環境放射能と放射線ウェブサイト Q&A より作成

出典の公開日：平成17年10月24日

本資料への収録日：平成29年3月31日

---

## QA8-4 食べものの安全は、どのように確保されているのですか。

---

A

- ① 国が設定した食品中の放射性物質の基準値に基づき、地方自治体において食品中の放射性物質検査が実施されています。基準値を超えている場合には、回収・廃棄等の対応がとられます。
- ② 平成 24 年 4 月から、食品中の放射性物質について、食品の安全と安心を確保するために、事故後の緊急的な対応としてではなく、長期的な観点から基準値を設定しました。なお、基準値を設定する際には、年齢にかかわらず、全ての方に安心して食品を食べていただけるよう、配慮しています。
- ③ 平成 29 年 2 月から 3 月に各地で購入した食品を検査し、食品中の放射性セシウムから受ける年間放射線量を推計したところ、現行基準値の設定根拠である年間線量の上限値（1 ミリシーベルト（mSv））の 1 % 以下であり、極めて小さいことが確かめられました。

**統一的な基礎資料の関連項目**

- 下巻 第 8 章 41 ページ「食品中の放射性物質基準値の設定と出荷制限・摂取制限」
- 下巻 第 8 章 42 ページ「食品中の放射性物質に関する検査結果の公表」
- 下巻 第 8 章 43 ページ「平成 24 年 4 月からの基準値」
- 下巻 第 8 章 51 ページ「流通食品での調査（マーケットバスケット調査）」

---

出典：厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成

出典の公開日：平成 29 年 12 月 15 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

改訂日：平成 30 年 2 月 28 日

---

**QA8-5 学校給食の安全・安心を確保するため、どのような措置を講じているのですか。**

---

**A**

児童生徒の安全・安心を確保するため、学校給食における放射性物質の有無等について分析が行われており、その結果は教育委員会等のウェブサイトで公表されています。

(解説)

福島県教育委員会のウェブサイト<sup>※</sup>において、学校給食モニタリング事業放射性物質の測定結果を公表しています。また、文部科学省のウェブサイトでは、各都道府県で公表している学校給食の放射性物質の検査結果へのリンク先一覧を掲載しています。

※<http://www.edu-fukushima.gr.fks.ed.jp/健康教育課/学校給食/>

---

出典：学校給食モニタリング事業放射性物質の測定結果について（福島県教育委員会）より作成

出典の公開日：平成 24 年 3 月

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

---

**QA8-6 食品の基準値を年間 1 ミリシーベルト (mSv) に設定した理由を教えてください。**

---

**A**

- ① 食品の国際規格を策定している国際機関（コーデックス委員会）が食品の介入免除レベル（特段の措置をとる必要がないと考えられているレベル）として採用している年間線量 1 ミリシーベルト (mSv) に基づき、設定されています。
- ② また、食料調達に影響がない範囲内で合理的に達成可能な限り低く抑えるという ALARA<sup>\*</sup>の原則に基づき、設定されています。

※ "as low as reasonably achievable" の略語

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第 8 章 47 ページ「基準値設定の考え方◆基準値の根拠」

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

---

**QA8-7 基準値を暫定規制値から厳しくしたということですが、これまでの暫定規制値の安全性については、どのように考えているのですか。**

---

**A**

- ① 原子力安全委員会（当時）が平成 10 年 3 月に示した「飲食物摂取制限に関する指標について」は、原子力発電所事故直後の緊急被ばく状況に対応するため、食品中の放射性物質から受ける放射線量が年間 5 ミリシーベルト (mSv) を超えないように設定され、暫定規制値はこの指標に基づいて設定されています。
- ② 暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと評価され、安全性は確保されています。
- ③ 暫定規制値は、事故後の緊急的な対応として定められたものであったので、長期的な状況に対応する新たな放射性セシウムの基準値を定めることとしたものです。

**統一的な基礎資料の関連項目**

上巻 第 4 章 166 ページ 「食品の規制値の比較」

下巻 第 8 章 43 ページ 「平成 24 年 4 月からの基準値」

---

出典：①厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」、②「厚生労働大臣からの放射線審議会（文部科学省）への諮詢・答申」より作成

出典の公開日：①平成 24 年 7 月 5 日、②平成 23 年 12 月 27 日、平成 24 年 2 月 16 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

---

**QA8-8 暫定規制値は、どのような取扱いになるのですか。**

---

**A**

- ① 東京電力福島第一原子力発電所の事故後、平成 10 年 3 月 6 日に原子力安全委員会（当時）が示した指標値を食品中の放射性物質の「暫定規制値」として平成 23 年 3 月 17 日に設定し、対応が行われてきました。
- ② 平成 24 年 4 月 1 日からは、厚生労働省の審議会などでの議論を踏まえて設定した新たな基準値に基づき対応が行われています。
- ③ 食品中の放射性物質については、今後は食品衛生法第 11 条に基づく基準値が適用されます。
- ④ 暫定規制値の取扱いについては、原子力規制委員会で有事の際ににおける防災指針の見直しが行われており、これらを踏まえ検討することとしています。

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第 8 章 43 ページ「平成 24 年 4 月からの基準値」

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

---

**QA8-9 食品の汚染割合を 50%とした根拠を教えてください。**

---

**A**

- ① 食品の国際規格を作成しているコーデックス委員会で定められた放射性物質に関するガイドラインの考え方を採用しています。
- ② 一般食品においては我が国の食料自給率（平成22年度はカロリーベースで39%）等との関係から、流通する食品の半分が基準濃度と等しい場合でも安全が確保できるように、基準値を設定しています。

**統一的な基礎資料の関連項目**

上巻 第4章 166ページ「食品の規制値の比較」

下巻 第8章 49ページ「基準値の計算の考え方（1/2）」

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ&Aについて（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：平成24年7月5日

本資料への収録日：平成29年3月31日

---

**QA8-10 限度値の計算で、年齢が低いほど限度値が高くなっていますが、これは小児の放射線による影響を過小評価しているのではないかですか。**

---

**A**

- ① 限度値を算出する際には、年齢区分ごとの年間の食品摂取量や、体格、代謝が考慮された線量係数を用いて計算します。
- ② その結果、限度値は1歳未満（男女平均）が最も大きく、13～18歳男性が1キログラム当たり120ベクレル（Bq/kg）と最も小さくなります。これを、安全側に切り下げる1キログラム当たり100ベクレル（Bq/kg）を基準値として適用することで、全ての世代に配慮したものとなっています。
- ③ 年齢が低いほど限度値が高くなる傾向があるのは、年齢区分ごとの線量係数の差よりも食品摂取量の差の方が大きく寄与しているためです。

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第8章 43ページ「平成24年4月からの基準値」

下巻 第8章 49ページ「基準値の計算の考え方（1/2）」

下巻 第8章 50ページ「基準値の計算の考え方（2/2）」

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ&Aについて（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：平成24年7月5日

本資料への収録日：平成29年3月31日

---

**QA8-11 一般食品を使って離乳食を手作りした場合、その材料は、1キログラム当たり100ベクレル(Bq/kg)が基準値となります。手作りの離乳食よりも市販のベビーフードのほうが安全ということですか。**

---

**A**

- ① 一般食品の基準値は、乳幼児をはじめ、全ての世代に配慮したものとなっています。
- ② とくに乳児用食品は国産割合を100%と仮定して一般食品の基準値を更に引き下げて、半分に設定しています。
- ③ 仮に、乳幼児が一般食品（全ての世代に配慮した基準値1キログラム当たり100ベクレル(Bq/kg)）を食べ続けたとしても、摂取量の少ない乳幼児の安全性は十分に確保されています。

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第8章 43ページ「平成24年4月からの基準値」

下巻 第8章 44ページ「食品区分について【参考】」

下巻 第8章 50ページ「基準値の計算の考え方(2/2)」

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ&Aについて（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：平成24年7月5日

本資料への収録日：平成29年3月31日

---

**QA8-12 基準値が厳しくなって、政府による検査計画の考え方も改正されるのですか。**

---

**A**

- ① 平成 24 年 4 月からの新基準値の施行を踏まえ、過去の検査結果等も勘案し、原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を改正すると共に、必要に応じて見直しを行ってきました。国が都道府県に対象品目や検査頻度などを示しています。
- ② 放射性セシウムが高く検出される可能性のあるきのこや山菜などを重点的に検査しています。
- ③ 検査結果は、厚生労働省にて取りまとめ、全て公表されています。
- ④ 今後も最新の状況に応じた検査が実施されます。

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第 8 章 41 ページ「食品中の放射性物質基準値の設定と出荷制限・摂取制限」

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

---

**QA8-13 基準値を下回る食品や飲料水は、乳幼児や胎児が口に入れても大丈夫ですか。**

---

**A**

- ① 厚生労働省が設定している食品中の放射性物質から受ける放射線量の基準値は、年間 1 ミリシーベルト (mSv) を超えないというものです（平成 24 年 4 月から施行）。
- ② 基準値は乳幼児や妊婦（胎児）をはじめ、全ての世代に配慮して決められています。
- ③ 「一般食品」は、最も厳しい限度値から基準値を設定し、国産率を 50%（※）と仮定して 1 キログラム当たり 100 ベクレル (Bq/kg) としました。
- ④ 「乳児用食品」と「牛乳」は、子供の放射線感受性が高い可能性を考慮し、万が一全ての食品が基準値上限の値で汚染されていたとしても影響がないよう一般食品の半分の 1 キログラム当たり 50 ベクレル (Bq/kg) としました。

※日本の食料自給の状況などを考慮し、流通する食品の 50%（国産品の全て）が放射性物質を含む場合を仮定しています。

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第 8 章 43 ページ「平成 24 年 4 月からの基準値」

下巻 第 8 章 44 ページ「食品区分について【参考】」

下巻 第 8 章 50 ページ「基準値の計算の考え方（2/2）」

---

出典：①消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 10 版）、②厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成

出典の公開日：①平成 28 年 3 月 15 日、②平成 27 年 11 月 20 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

---

**QA8-14 食品中の放射性物質の基準値は、セシウム以外の核種から受ける影響は考えられていないのですか。**

---

**A**

- ① 基準値は、事故で放出されたと考えられる核種のうち、物理学的半減期が1年以上の放射性核種（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム238、プルトニウム239、プルトニウム240、プルトニウム241、ルテニウム106）から受ける影響を考慮しています。
- ② これまでの調査等で、食品からの放射性物質の影響は、放射性セシウムが大部分を占め、放射性セシウム以外の核種からは1割程度ということが分かっています。
- ③ 放射性セシウムの寄与率（全体に占める割合）を算出した上で、他の放射性物質の影響を考慮して、合計して年間1ミリシーベルト（mSv）を超えないように放射性セシウムの基準値を設定し、セシウムだけ測定しても、他の核種の影響も含んで、年間1ミリシーベルト（mSv）を管理できるような工夫をしています。

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第8章 48ページ「影響を考慮する放射性核種」

---

出典：消費者庁「食品と放射能Q&A」（第10版）より作成

出典の公開日：平成28年3月15日

本資料への収録日：平成29年3月31日

---

**QA8-15 加工した食品に、基準値はどのように適用されるのですか。調理に使う「木炭」や「薪」には、基準値があるのですか。**

---

**A**

- ① 加工食品には、原材料、製造時、加工後の各状態で、一般食品の基準値 1 キログラム当たり 100 ベクレル (Bq/kg) が適用されます。
- ② 木炭や薪などについては、これまでの研究から、放射性セシウムの大部分は食品に移行せず、約 9 割が燃焼灰にとどまることが分かっています。
- ③ そのため、燃焼灰は一般廃棄物の基準値 1 キログラム当たり 8,000 ベクレル (Bq/kg) 以下となるように、灰になる割合から逆算して、木炭 1 キログラム当たり 280 ベクレル (Bq/kg)、薪 1 キログラム当たり 40 ベクレル (Bq/kg) という当面の指標値を定め管理しています。

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第 8 章 43 ページ 「平成 24 年 4 月からの基準値」

下巻 第 8 章 44 ページ 「食品区分について【参考】」

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 10 版）より作成

出典の公開日：平成 28 年 3 月 15 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

---

**QA8-16 基準値を超える食品が見つかった場合の対応は、どうなっていますか。**

---

**A**

- ① モニタリング検査で、基準値を超える食品が見つかった場合は、回収・廃棄されます。
- ② さらに基準値を超える食品に地域的な広がりが確認された場合には、「出荷制限」の措置がとられます。
- ③ 出荷制限を指示された県域・一部地域（市町村・地域ごと等）では、検査結果にかかわらず、その品目の出荷・販売などが制限されます。
- ④ また、著しく高濃度の放射性物質が検出された場合は、「出荷制限」に加え、生産者が自ら栽培した農産物や家庭菜園での農産物であっても、食べることを差し控えるよう「摂取制限」が設定されます。

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第8章 41ページ「食品中の放射性物質基準値の設定と出荷制限・摂取制限」

下巻 第8章 42ページ「食品中の放射性物質に関する検査結果の公表」

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第10版）より作成

出典の公開日：平成28年3月15日

本資料への収録日：平成29年3月31日

---

**QA8-17 基準値は、今後、見直しが予定されているのですか。**

---

**A**

基準値は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けた平成24年4月以降の長期的な状況に対応するものであり、状況に大きな変化や新たに設定根拠を見直すための科学的知見がなければ、見直しの予定はありません。また、現行の基準値は、国内で流通するどんな食品を食べても、基準値内であれば安全は確保できるという十分余裕を持った値として設定されています。

**統一的な基礎資料の関連項目**

上巻 第4章 166ページ「食品の規制値の比較」

下巻 第8章 41ページ「食品中の放射性物質基準値の設定と出荷制限・摂取制限」

下巻 第8章 43ページ「平成24年4月からの基準値」

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ&Aについて（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：平成24年7月5日

本資料への収録日：平成29年3月31日

---

**QA8-18 乳児用食品の対象となる乳児の年齢の範囲を教えてください。  
また、乳児と乳幼児は、対象となる年齢の範囲が違うのですか。**

---

**A**

- ① 乳児用食品の対象となる乳児の年齢については、児童福祉法等に準じて1歳未満としています。
- ② 乳幼児は、乳児と、それ以上の年齢の幼児の両方を含みます。
- ③ 乳幼児向けである旨が表示された食品についても、乳児が対象に含まれていることから、乳児用食品に該当します。
- ④ 乳児（1歳未満）も喫食することが想定されるような食品であっても、表示内容等により乳児を対象にしていると判断される場合以外は、乳児用食品に係る規制の対象とはなりません。

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第8章 42ページ「食品中の放射性物質に関する検査結果の公表」

下巻 第8章 44ページ「食品区分について【参考】」

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ&Aについて（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：平成24年7月5日

本資料への収録日：平成29年3月31日

---

**QA8-19 主食の米から、少量しか摂取されない香辛料まで、摂取量に関係なく一般食品の基準値を適用するのは、どうしてですか。**

---

**A**

- ① 食品区分の設定に当たっては、個人の食習慣の違いの影響を最小限にすることが可能であること、国民にとって分かりやすい規制となること、国際連合食糧農業機関（FAO）や世界保健機関（WHO）等の国際的な考え方と整合すること、を考慮し、食品全体（一般食品）を1つの基準値とすることを基本としています。
- ② それにより、国民にとっても分かりやすい規制になると同時に、国際的な考え方とも整合性がとられています。

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第8章 43ページ「平成24年4月からの基準値」

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ&Aについて（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：平成24年7月5日

本資料への収録日：平成29年3月31日

---

**QA8-20 食品添加物における放射性物質の基準値は、どのように考えればよいですか。**

---

**A**

- ① 基準値は、食品一般の成分規格として定めるものであり、食品添加物は対象となりません。
- ② ただし、食品添加物が使用された食品に対しては、基準値が適用となります。

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第8章 42ページ「食品中の放射性物質に関する検査結果の公表」

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ&Aについて（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：平成24年7月5日

本資料への収録日：平成29年3月31日

---

**QA8-21 家庭菜園で作った野菜等、自家消費する食品についても基準値は適用されるのですか。**

---

**A**

- ① 自分や家族で食べるためには作った野菜など、販売することを目的にしない食品は、規制の対象にはなりません。
- ② ただし、販売することを目的にしない食品であっても摂取制限の対象になります。

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第8章 41ページ「食品中の放射性物質基準値の設定と出荷制限・摂取制限」  
下巻 第8章 42ページ「食品中の放射性物質に関する検査結果の公表」

---

出典：①厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ&Aについて（平成24年7月5日）」、②厚生労働省「食品中の放射性物質の対策と現状について（平成27年11月20日）」より作成

出典の公開日：①平成24年7月5日、②平成27年11月20日

本資料への収録日：平成29年3月31日

---

## QA8-22 たばこには、食品の基準値が適用されるのですか。

---

A

- ① たばこは食品ではないので、食品衛生法に基づく規制の対象にはなりません。
- ② 日本たばこ産業（JT）は、福島第一原子力発電所事故以降、自社基準値を設定し、購買前及び製品工程の各段階において、検査・確認を行っています。
- ③ 平成29年産については、自社基準値を超える結果は測定されなかった旨、報告されています。

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第8章 42ページ「食品中の放射性物質に関する検査結果の公表」

---

**(解説)**

(参考資料)

日本たばこ産業（JT）

2017年 国産葉たばこに関する放射性物質の購買前検査について

<https://www.jti.co.jp/news/20171005/index.html>

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ&Aについて（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：平成24年7月5日

本資料への収録日：平成29年3月31日

改訂日：平成30年2月28日

---

## QA8-23 食品のモニタリング検査とは、どのようなものですか。

---

A

- ① 基準値を超える食品が、市場に出回らないために行われる検査です。
- ② 国が定めた考え方に基づいて、各都道府県で行われます。
- ③ 過去の検査で放射性セシウムの濃度が高かった食品（きのこや山菜や野生鳥獣肉など）や飼料（えさ）に含まれる放射性セシウムの影響を受けやすい食品（乳、牛肉）や水産物などが、検査対象になっています。
- ④ 各都道府県で実施された食品中の放射性物質の検査結果は、厚生労働省が取りまとめ、全て公表しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/0000045250.html>

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第8章 41ページ「食品中の放射性物質基準値の設定と出荷制限・摂取制限」

---

**(解説)**

**(参考資料)**

下記は、厚生労働省が公表した食品中の放射性物質の検査結果に基づき、検査結果の検索を可能としたサイトです。

- ・食品中の放射性物質検査データ（国立保健医療科学院）

<http://www.radioactivity-db.info>

---

出典：①消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第10版）、②原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」より作成

出典の公開日：①平成28年3月15日、②平成29年3月24日

本資料への収録日：平成29年3月31日

---

**QA8-24 製造・加工された食品にも基準値が適用となりますか、モニタリング検査も行われるのですか。**

---

**A**

国が定めたガイドラインでは、原材料だけでなく製造・加工された食品についても検査対象としています。

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第8章 41ページ「食品中の放射性物質基準値の設定と出荷制限・摂取制限」

下巻 第8章 42ページ「食品中の放射性物質に関する検査結果の公表」

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ&Aについて（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：平成24年7月5日

本資料への収録日：平成29年3月31日

---

**QA8-25 基準値を厳しくすることで、検査件数が減り、違反品が流通するようになるのではありませんか。**

---

**A**

- ① 食品の安全は、人々の健康にとって基本的なことの一つですから、おろそかにすることはできません。
- ② 食品の検査は、効率的なスクリーニング検査と精密な検査を組み合わせて実施しています。
- ③ 国は、それぞれの自治体に係る負担をなるべく減らしてスムーズな検査が行えるように、自治体が作成する検査計画のための情報を示し、自治体による検査機器導入の補助支援や、必要な場合には国の研究機関等での検査を行うなどのサポートを行っています。

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第8章 42ページ「食品中の放射性物質に関する検査結果の公表」

下巻 第8章 55ページ「食品中の放射性物質に関する検査の手順」

下巻 第8章 47ページ「基準値設定の考え方◆基準値の根拠」

---

出典：①厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ&Aについて」、  
②原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」、  
③厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課「農畜水産物等の放射性物質検査について」より作成

出典の公開日：①平成24年7月5日、②平成29年3月24日、③平成29年3月24日

本資料への収録日：平成29年3月31日

---

## QA8-26 食事から受ける放射線量の実態は、どの程度ですか。

---

A

- ① 平成 29 年 2 月から 3 月に、全国 15 地域で、実際に流通する食品を購入して、放射性セシウムの測定を行い、食品中の放射性セシウムから受ける放射線量を測定しました。
- ② 食品中の放射性セシウムから、人が 1 年間に受ける放射線量は、0.0006～0.0010 ミリシーベルト (mSv) と推定され、現行基準値の設定根拠である年間上限線量 1 ミリシーベルト (mSv) の 1 % であり、極めて小さいことが確かめられました。

■マーケットバスケット調査：

種々の化学物質の 1 日摂取量を推定するための調査方法の一つです。

出典：厚生労働省ウェブサイト

[http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/market\\_basket.html](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/market_basket.html)

・マーケットバスケット調査・陰膳調査 結果

[http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/shokuhin.html](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html)

(ページの中程に平成 24 年 2 月からの調査結果を掲載しています。)

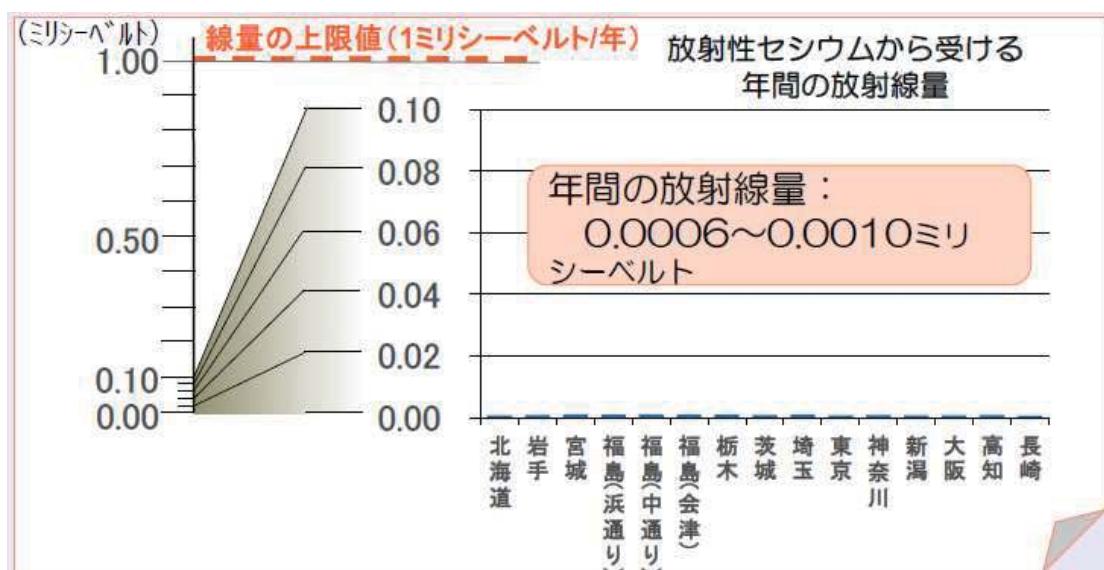
- ③ 今後も継続的に同様の調査を行い、食品の安全性の検証に努めていきます。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第 8 章 51 ページ「流通食品での調査（マーケットバスケット調査）」

## (解説)

マーケットバスケット調査（平成 29 年 2・3 月調査）結果を基に、食品から人が 1 年間に受ける放射線量を推計すると、下記の図のようになります。



出典：厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成

出典の公開日：平成 29 年 12 月 15 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

改訂日：平成 30 年 2 月 28 日

---

**QA8-27 現在、どの地域でどのような食品の出荷が禁止されていますか。**

---

**A**

出荷制限の情報については、適宜更新しておりますので、以下の資料をご参考ください。

現在の出荷制限・摂取制限の指示の一覧

[http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/shokuhin.html](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html)

(ページの中程に現在の出荷制限・摂取制限を掲載しています。)

(解説)

(参考資料)

・厚生労働省「東日本大震災関連情報 食品中の放射性物質への対応」

[http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/shokuhin.html](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html)

---

出典：厚生労働省「東日本大震災関連情報 食品中の放射性物質への対応」より作成

出典の公開日：平成 28 年 9 月 12 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

改訂日：平成 30 年 2 月 28 日

---

**QA8-28 福島県及び近隣県では、どのように農産物・水産物を検査しているのですか。**

---

**A**

- ① 原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、各都道府県で検査計画を策定し、実施しています。
- ② 検査は、ゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法による精密な検査と、NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ等を用いた放射性セシウムスクリーニング法による効率的な検査を組み合わせて行っています。
- ③ 放射性セシウムスクリーニング法では、対象食品を一般食品とし、スクリーニングレベルを基準値の1/2以上（1キログラム当たり50ベクレル(Bq/kg)）、測定下限値を基準値の1/4（1キログラム当たり25ベクレル(Bq/kg)）以下とします。
- ④ その結果、スクリーニングレベル以下とならず、基準値よりも確実に低いと判断できない場合は、ゲルマニウム半導体検出器で確定検査を行います。

**統一的な基礎資料の関連項目**

- 下巻 第8章 41ページ「食品中の放射性物質基準値の設定と出荷制限・摂取制限」  
下巻 第8章 55ページ「食品中の放射性物質に関する検査の手順」

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A（第10版）」より作成

出典の公開日：平成28年3月15日

本資料への収録日：平成29年3月31日

---

**QA8-29 モニタリング検査は、どのような品目がカバーされているのですか。**

---

**A**

- ① 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、各都道府県で検査計画を策定し、検査を実施しています。
- ② 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」では、次のような品目について検査対象としています。
  - (ア)基準値又は基準値の1／2を超える放射性セシウムが検出された品目
  - (イ)乳や牛肉など飼養管理の影響を大きく受けるため、継続的なモニタリング検査が必要な品目
  - (ウ)原木きのこ類など生産資材への放射性物質の影響の状況から、栽培管理及び継続的なモニタリング検査が必要な品目
  - (エ)水産物（基準値の1／2を超える放射性セシウムが検出された品目）
  - (オ)その他の品目

**統一的な基礎資料の関連項目**

- 下巻 第8章 41ページ「食品中の放射性物質基準値の設定と出荷制限・摂取制限」  
下巻 第8章 52ページ「検査対象自治体及び検査対象品目（栽培／飼養管理が困難な品目群及び原木きのこ類）」  
下巻 第8章 53ページ「検査対象自治体及び検査対象品目（栽培／飼養管理が可能な品目群（原木きのこ類は除く））」  
下巻 第8章 54ページ「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」

---

**(解説)**

**(参考資料)**

各都道府県で実施された食品中の放射性物質の検査結果は、厚生労働省が取りまとめ、全て公表しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/0000045250.html>

---

出典：原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方  
(改訂版)」より作成

出典の公開日：平成 29 年 3 月 24 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

---

**QA8-30 「茶」と名前のつく飲料やその他の飲料、粉末を水や湯に溶かして飲用するスープなどの濃縮食品、乾燥食品は、どのような基準値が適用されますか。**

---

**A**

- ① 緑茶や緑茶を原料の一部に含むブレンド茶については、消費者から緑茶と同類の商品と認識されているものを含むため、茶に該当し、飲料水の基準値が適用されます。
- ② 「茶」と名が付いても、緑茶の浸出液を原料に含まないものやその他の飲料については、一般食品の基準値が適用されます。
- ③ ミルクを加えたもので、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の乳飲料に該当するものは牛乳の区分に該当します。
- ④ 濃縮食品やフリーズドライ食品は、原則として製品状態で一般食品の基準値が適用されます。
- ⑤ 乾燥きのこ類、乾燥野菜、乾燥させた海藻類、乾燥させた魚介類は、原材料の状態と実際に食べる状態（水戻しを行った状態）で一般食品の基準が適用されます。

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第8章 42ページ「食品中の放射性物質に関する検査結果の公表」

下巻 第8章 44ページ「食品区分について【参考】」

---

**(解説)**

飲料等において適用される放射性物質に係る基準値の一覧を以下に示します。

食品区分	放射性物質に係る基準値
緑茶※	飲料水の基準 (1キログラム当たり 10 ベクレル (Bq/kg))
緑茶を原料の一部に含むブレンド茶	飲料水の基準 (1キログラム当たり 10 ベクレル (Bq/kg))
麦茶	大麦の状態で一般食品の基準 (1キログラム当たり 100 ベクレル (Bq/kg))

食品区分	放射性物質に係る基準値
緑茶と麦茶以外の、紅茶、ウーロン茶、ハーブティ、杜仲茶、ドクダミ茶、レギュラーコーヒーなど	飲む状態で一般食品の基準 (1キログラム当たり100ベクレル (Bq/kg))
抹茶や、茶葉をそのまま粉碎した粉末茶	粉末の状態で一般の食品の基準 (1キログラム当たり100ベクレル (Bq/kg))
緑茶等に砂糖、抹茶、香料、ビタミンC等を加えたもの	飲料水の基準 (1キログラム当たり10ベクレル (Bq/kg))
ミルクを加えたものなどで、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の乳飲料に該当するもの	牛乳の区分の基準 (1キログラム当たり50ベクレル (Bq/kg))
粉末飲料等の希釀して飲まれる飲料	製品状態で一般食品の基準 (1キログラム当たり100ベクレル (Bq/kg))
抹茶を原料に含むペットボトル飲料のうち、緑茶の浸出液を原料に含まないもの	製品状態で一般食品の基準 (1キログラム当たり100ベクレル (Bq/kg))

※緑茶は、せん茶と、これに類するものとして玉露、ほうじ茶、玄米茶などチャノキを原料とし、茶葉を発酵させていないものを指す。

粉末を水や湯に溶かして飲用するスープなどの濃縮食品、乾燥食品において適用される放射性物質に係る基準値は以下のとおりです。

食品区分	放射性物質に係る基準値
濃縮スープ、濃縮たれ、濃縮つゆなどの濃縮食品	製品状態で一般食品の基準 (1キログラム当たり 100 ベクレル (Bq/kg))
フリーズドライ食品、粉末スープ、即席みそ汁などの乾燥食品	製品状態で一般食品の基準 (1キログラム当たり 100 ベクレル (Bq/kg))

原材料の状態と食べる状態（水戻しを行った状態）で一般食品の基準値を適用する、乾燥食品の範囲は、乾燥きのこ類、乾燥野菜、乾燥させた海藻類、乾燥させた魚介類になります。具体的な食品としては、乾燥きのこ類は、日本標準商品分類（以下「商品分類」という）に示された乾燥きのこ類のうち、しいたけ、きくらげ等、乾燥野菜は、商品分類に示された乾燥野菜のうち、フレーク及びパウダーを除くものとし、かんぴょう、割り干しだいこん、切り干しだいこん、ぜんまい、わらび、いもがら等が該当します。乾燥させた海藻類は、商品分類に示された加工海藻類のうち、こんぶ、干わかめ類、干ひじき、干あらめ、寒天等が、乾燥させた魚介類は、商品分類に示された素干魚介類のうち、本干みがきにしん、棒たら、さめひれ等、煮干魚介類のうち、干あわび、干なまご等が、それぞれ該当します。

乾燥しいたけについては、粉碎後のサンプルに、日本食品標準成分表等の水戻しによる水分含量の公表データ（重量変化率）を参考として、必要な水分をあらかじめ添加して検査を行うことを原則としています。この方法では、だし汁に溶出する分も含めて検査をしていることと同義となります。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ&Aについて」より作成

出典の公開日：平成24年7月5日

本資料への収録日：平成29年3月31日

---

**QA8-31 生鮮農産物の原産地表示は、きちんと行われているのですか。**

---

**A**

- ① 国産の生鮮農産物の原産地表示については、食品表示法に基づく食品表示基準により、義務づけられています。
- ② この表示義務に違反したり、虚偽の表示をした食品を販売した場合には、行政措置や刑事罰の対象となります。

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第8章 42ページ「食品中の放射性物質に関する検査結果の公表」

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第10版）より作成

出典の公開日：平成28年3月15日

本資料への収録日：平成29年3月31日

---

**QA8-32 飲用に供する茶の試験に関し、検査の検出限界値を教えてください。**

---

**A**

製品（製茶）となる過程である荒茶又は製茶については、「食品中の放射性物質の試験法について」で示した方法により測定する場合は、同試験法で基準値の1/5以下と定められているので、1キログラム当たり40ベクレル（Bq/kg）以下となります。

また、「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」の要件を満たした検査機器により測定した場合は、同法で定められているとおり、1キログラム当たり25ベクレル（Bq/kg）以下となります。

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第8章 55ページ「食品中の放射性物質に関する検査の手順」

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ&Aについて（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：平成24年7月5日

本資料への収録日：平成29年3月31日

---

## QA8-33 米の安全性は、どうなっていますか。

---

A

- ① 米については、過去の検査結果から対策が必要と考えられる一部の地域では適切な量のカリウム肥料を施肥して、放射性セシウムの吸収抑制対策が図られています。
- ② 避難指示区域等については、避難指示区域の見直しや前年産の検査結果を踏まえて「米の作付等に関する方針」を定めており、吸収抑制対策や収穫後の検査を組み合わせた安全確保の取組を行っています。
- ③ これらの対策により、基準値の超過割合は年々減少し、平成 27 年産米については基準値を超過するものはありませんでした。

**統一的な基礎資料の関連項目**

- 下巻 第 8 章 58 ページ「農産物に係る放射性物質の移行低減対策(2/5) – カリ施肥による吸収抑制対策 –」
- 下巻 第 8 章 62 ページ「米（全袋検査を含む）の検査結果の推移」
- 下巻 第 8 章 63 ページ「平成 29 年産米の作付制限等の対象区域」
- 下巻 第 8 章 64 ページ「福島県における米の全袋検査」

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 10 版）より作成

出典の公開日：平成 28 年 3 月 15 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

---

## QA8-34 牛乳、肉、卵の安全性は、どうなっていますか。

---

A

- ① 畜産物については、(a)家畜の適切な飼養管理を徹底し、(b)出荷前に放射性物質の検査を行い、(c)検査結果に応じて出荷制限を行う、ことで安全を確保しています。
- ② このような対応により、原乳では平成 23 年 4 月以降はすべて規準値の 1 キログラム当たり 50 ベクレル (Bq/kg) 以下となっています。牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵では、平成 25 年度以降、基準値の超過はみられていません。

統一的な基礎資料の関連項目

- 下巻 第 8 章 66 ページ「畜産物の安全確保」
- 下巻 第 8 章 67 ページ「基準値に対応した飼養管理（1/2）」
- 下巻 第 8 章 68 ページ「基準値に対応した飼養管理（2/2）」
- 下巻 第 8 章 69 ページ「畜産物の放射性物質検査（平成 29 年度）」

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 10 版）より作成

出典の公開日：平成 28 年 3 月 15 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

---

**QA8-35 畜産物の生産現場では、どのような取組がされていますか。**

---

**A**

- ① 畜産物に含まれる放射性物質は、主に家畜の食べる飼料に由来するので、飼料中の放射性セシウムを抑制する必要があります。
- ② このため、飼料を与える家畜の種類ごとに、飼料中の放射性セシウムの目安を定め、これを超える飼料を与えないよう指導しています。

■飼料の放射性セシウムの暫定許容値

- ・牛、馬用飼料 1キログラム当たり 100 ベクレル (Bq/kg)
  - ・豚用飼料 1キログラム当たり 80 ベクレル (Bq/kg)
  - ・家きん（鳥）用飼料 1キログラム当たり 160 ベクレル (Bq/kg)
  - ・養殖魚用飼料 1キログラム当たり 40 ベクレル (Bq/kg)
- (製品重量※、ただし粗飼料は水分含有量 8 割ベース)

※製品重量とは、配合飼料等家畜に給与される製品段階の重量です。

**統一的な基礎資料の関連項目**

- 下巻 第8章 67ページ「基準値に対応した飼養管理（1/2）」
- 下巻 第8章 68ページ「基準値に対応した飼養管理（2/2）」
- 下巻 第8章 69ページ「畜産物の放射性物質検査（平成29年度）」

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第10版）より作成

出典の公開日：平成28年3月15日

本資料への収録日：平成29年3月31日

---

## QA8-36 きのこ、山菜の安全性は、どうなっていますか。

---

A

- ① きのこには、「栽培管理されているもの」と「野生のもの」があります。出荷制限を行っている主なきのこは、栽培されているしいたけと野生のきのこです。
- ② しいたけの栽培に使用されている「原木やほど木、菌床用培地」は、定められた基準に適合したものを使用するよう生産指導等がなされています。このような管理により、基準値超過が減少しています。
- ③ 低減対策がとれない野生のきのこや山菜では、基準値超過がみられます。
- ④ 出荷制限、摂取制限地域では野生のきのこや山菜の採取は控えてください。

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第8章 71ページ「きのこ等の特用林産物の安全確保対策」

下巻 第8章 72ページ「(参考) きのこ原木等の当面の指標値」

下巻 第8章 73ページ「きのこ類、山菜、野生鳥獣肉」

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第10版）より作成

出典の公開日：平成28年3月15日

本資料への収録日：平成29年3月31日

---

## QA8-37 イノシシ等の野生鳥獣の安全性は、どうなっていますか。

---

A

- ① 各自治体は、イノシシ、シカ、クマ等の野生の鳥獣肉の放射性物質検査を行い、結果を公表しています。
- ② 野生の鳥獣肉は、低減対策がとれないため体内に放射性物質が蓄積し、基準値超過の割合が多くなっています。
- ③ 基準値超過を超える可能性がある地域では、出荷制限・摂取制限、出荷自粛が行われていますので、各県のウェブサイトを確認してください。

福島県：「野生鳥獣の放射線モニタリング調査結果」

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/wildlife-radiationmonitoring1.html>

岩手県：「野生鳥獣肉の放射性物質検査について（野生動物（自然保護課））」

<http://www.pref.iwate.jp/houshasen/torikumi/19116/002879.html>

宮城県：「放射能情報サイトみやぎ（その他の測定結果：野生鳥獣）」

<http://www.r-info-miyagi.jp/r-info/other/#11>

茨城県：「野生鳥獣の放射性物質検査の結果について」

<http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chojyuhogo/shuryo-hosha-kensa.html>

栃木県：「野生鳥獣の放射性物質調査結果」

[http://www.pref.tochigi.lg.jp/kinkyu/d04/houshanou\\_choujuu.html](http://www.pref.tochigi.lg.jp/kinkyu/d04/houshanou_choujuu.html)

群馬県：「野生鳥獣肉の放射性物質検査結果」

<http://www.pref.gunma.jp/04/e2300272.html>

千葉県：「野生鳥獣肉の放射性物質検査結果について」

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shizen/choujuu/fousyanou/kennsa.html>

新潟県：「平成 29 年度の野生鳥獣の肉の放射性物質の検査結果について」

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kankyokikaku/1356867316660.html>

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第 8 章 42 ページ「食品中の放射性物質に関する検査結果の公表」

下巻 第 8 章 52 ページ「検査対象自治体及び検査対象品目（栽培／飼養管理が困難な品目群及び原木きのこ類）」

下巻 第 8 章 73 ページ「きのこ類、山菜、野生鳥獣肉」

---

出典：①消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 10 版）、②「福島復興ステーション、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、および新潟県の各ウェブサイト」より作成

出典の公開日：①平成 28 年 3 月 15 日  
本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日  
改訂日：平成 30 年 2 月 28 日

---

## QA8-38 野生のきのこや山菜は、検査が行われていないのですか。

---

A

- ① 自治体毎に検査が行われており、検査結果は厚生労働省ウェブサイトで公表されています。
- ② 自家消費用のきのこは持込検査を行う場合には、「持込検査を受け付けている機関」についてお住まいの自治体等にお問い合わせください。

(参考資料)

厚生労働省「月別検査結果」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/0000045250.html>

林野庁「きのこ・山菜等の放射性物質の検査結果について」

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/kinoko/kensakekka.html>

ふくしま復興ステーション「県内における自家消費野菜等の放射能検査」

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/kennai-hoshanoukensa.html>

---

### 統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第8章 52ページ「検査対象自治体及び検査対象品目（栽培／飼養管理が困難な品目群及び原木きのこ類）」

下巻 第8章 73ページ「きのこ類、山菜、野生鳥獣肉」

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第10版）より作成

出典の公開日：平成28年3月15日

本資料への収録日：平成29年3月31日

---

**QA8-39 放射性物質で汚染されている水産物が、市場に流通しているのではないですか。**

---

**A**

養殖や漁等により採取された魚介類については、放射能検査が実施されています。食品中の放射性物質の濃度が基準値を超えた場合には、出荷制限が行われ、市場には流通しません。

**統一的な基礎資料の関連項目**

- 下巻 第8章 41ページ「食品中の放射性物質基準値の設定と出荷制限・摂取制限」
- 下巻 第8章 52ページ「検査対象自治体及び検査対象品目（栽培／飼養管理が困難な品目群及び原木きのこ類）」
- 下巻 第8章 53ページ「検査対象自治体及び検査対象品目（栽培／飼養管理が可能な品目群（原木きのこ類は除く））」
- 下巻 第8章 54ページ「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」
- 下巻 第8章 75ページ「水産物の検査結果（福島県海産種・淡水種）」
- 下巻 第8章 76ページ「水産物の検査結果（福島県外海産種・淡水種）」
- 下巻 第8章 77ページ「魚種別の放射性セシウム濃度の傾向（1/2）」
- 下巻 第8章 78ページ「魚種別の放射性セシウム濃度の傾向（2/2）」

---

**(解説)**

**(参考資料)**

水産庁. 水産物についてのご質問と回答（放射性物質調査）

[http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/Q\\_A/](http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/Q_A/)

福島県漁業協同組合連合会. 福島県における試験操業の取組

<http://www.fsgyoren.jf-net.ne.jp/siso/sisotop.html>

---

出典：量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所ウェブサイト「放射線被ばくに関するQ&A」より作成

出典の公開日：平成25年10月31日

本資料への収録日：平成29年3月31日

---

**QA8-40 生鮮水産物の原産地表示は、きちんと行われているのですか。**

---

**A**

- ① 国産の生鮮水産物の原産地表示については、食品表示法に基づく食品表示基準により、義務づけられています（例：茨城県沖、三陸沖等）。
- ② ただし、水域をまたがって漁をする場合等、水域名の記載が困難な場合には、「水揚げした港名又はその属する都道府県名」をもって水域名の記載に代えることができることになっています。
- ③ この表示義務に違反した場合には、生鮮農産物と同様に、行政措置や刑事罰の対象となります。

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第8章 42ページ「食品中の放射性物質に関する検査結果の公表」

下巻 第8章 80ページ「消費者への原産地情報の提供」

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第10版）より作成

出典の公開日：平成28年3月15日

本資料への収録日：平成29年3月31日

---

**QA8-41 海底に生息する魚介類は、放射性物質濃度が高いと聞きました。市場には流通しませんか。**

---

**A**

- ① 震災以降、11万検体を超える（平成29年10月末時点）水産物中の放射性物質モニタリングを実施しており、海産物では平成27年4月以降、基準値を超えるものは検出されておらず、水産物中の放射性物質濃度は低下しています。
- ② モニタリングにより、水産物から基準値を超える放射性物質が検出された場合には、同水域で漁獲された同種の水産物が流通することがないよう、速やかに出荷の自粛要請や出荷制限指示等が出される体制となっています。
- ③ このため、基準値を上回る水産物が市場に流通することはありません。

**統一的な基礎資料の関連項目**

- 下巻 第8章 41ページ「食品中の放射性物質基準値の設定と出荷制限・摂取制限」
- 下巻 第8章 52ページ「検査対象自治体及び検査対象品目（栽培／飼養管理が困難な品目群及び原木きのこ類）」
- 下巻 第8章 53ページ「検査対象自治体及び検査対象品目（栽培／飼養管理が可能な品目群（原木きのこ類は除く））」
- 下巻 第8章 54ページ「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」
- 下巻 第8章 75ページ「水産物の検査結果（福島県海産種・淡水種）」
- 下巻 第8章 76ページ「水産物の検査結果（福島県外海産種・淡水種）」
- 下巻 第8章 77ページ「魚種別の放射性セシウム濃度の傾向（1/2）」
- 下巻 第8章 78ページ「魚種別の放射性セシウム濃度の傾向（2/2）」

---

出典：①水産庁「水産物についてのご質問と回答（放射性物質調査）」、②水産庁「水産物の放射性物質調査の結果について」より作成

出典の公開日：①平成29年2月28日、②平成30年2月13日

本資料への収録日：平成29年3月31日

改訂日：平成30年2月28日